

## 文書館整備検討委員会の委員の公募に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、文書館整備検討委員会の委員の公募について必要な事項を定める。

(公募委員定数)

第2条 公募委員の定数は、2人とする。

(公募による応募の資格)

第3条 公募により委員に応募できるものは、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 市内に在住する20歳以上の者
- (2) 本市が設置する他の附属機関などの委員、市議会議員、市の職員でない者
- (3) 平日の昼間行う委員会に出席可能な者

(応募方法)

第4条 応募者は、住所、氏名、生年月日、職業、電話番号を記載したものに作文を添えて、郵送、ファックス、電子メール等により応募するものとする。

(公募委員選考委員会)

第5条 公募委員を選考するため、「文書館整備検討委員会公募委員選考委員会」(以下「選考委員会」という。)を、公募を行う都度設置する。

2 選考委員会の構成員は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 文書館整備検討委員会設置要綱第3条第2項第1号「公文書・古文書について専門的知識を有する者」、および同第2号「文書館について専門的知識を有する者」に該当する者(就任内定者を含む)
- (2) 文化観光・スポーツ部長(所管部長)

(選考方法)

第6条 公募委員の選考は、選考委員会において作文を審査し、委員の協議により

行う。

(その他)

第7条 この要領に定めるほか、委員の公募に関する事項については、必要に応じて別途定めるものとする。

附 則

この要領は、平成22年9月3日より施行する。